

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-③)

政策 ^(※1) 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等				担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課			作成責任者名	自治行政局総務室長 石塚 雅啓
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。								分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 [中間アウトカム]:地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立し、地方公共団体等の人事行政に関する根本基準を確立すること。							政策評価実施予定時期	令和4年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)					
	施策手段				令和元年度	令和2年度	令和3年度			
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	地方自治法及びその運用の見直しにより地方自治制度が改善されること	① 地方自治制度の見直し、普及<アウトプット指標>	第32次地方制度調査会の審議状況を踏まえ、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私とのベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、地方自治制度の見直しを含めて検討を開始。 【平成30年度】	平成30年度	第32次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。 令和3年度	第32次地方制度調査会の任期である令和2年7月までの答申に向け事務局を運営する。また、答申において提言された法令事項について、地方六団体からの意見等を踏まえ、地方自治法改正案を立案。閣議決定時点の反映度を指標とする。 更に、法成立の暁には、円滑な施行に向け各地方公共団体に対して情報提供を行う。			第32次地方制度調査会の諮問事項として、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私とのベストミックスその他の必要な地方行政のあり方について、調査審議を求めるとされたことを踏まえ、指標として設定。 【参考】 ・第32次地方制度調査会開催回数(平成30年度) ⇒総会:2回、専門小委員会:12回(令和元年度) ⇒総会:2回、専門小委員会:23回	
人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を進めること	地方交付税措置等の支援策を通じた連携中枢都市圏が全国展開されること	2 連携中枢都市圏の形成数<アウトプット指標>【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPI】	31圏域(平成30年度末現在)	平成30年度	35圏域	35圏域(令和4年度までの目標値)			人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する連携中枢都市圏の形成が重要である。そのため、連携中枢都市圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。 【連携中枢都市圏の形成数について、新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、上記KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※令和元年度事前分析表においては、目標年度を令和3年度にしていたが、新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPIと合わせるため、令和4年度に変更した。 ※連携中枢都市圏:地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点	
					34圏域					

地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと	スマート自治体の推進	3	<p>(1) AI・RPA等の革新的ビッグデータ処理技術を活用する市区町村数</p> <p>(2) AI・RPA等の活用による歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)の情報提供【新経済・財政再生計画改革工程表2018のKPI】</p> <p><アウトプット指標></p>	<p>【市区町村数】 79</p> <p>【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	平成29年度	<p>【市区町村数】 300</p> <p>【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	令和2年度	<p>【市区町村数】 150</p> <p>【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体へ情報提供。</p>	<p>【市区町村数】 300</p> <p>【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体へ情報提供。</p>	<p>今後の労働力の供給制約の中、地方公共団体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるため、職員が職員でなければならない業務に注力できる環境を整える必要があり、そのためには、AI・RPA等を活用したスマート自治体の実現を推進していく必要があることから、AI・RPA等の革新的ビッグデータ処理技術を活用する市区町村数及びAI・RPA等の活用による歳出効率化効果等の情報提供を指標として設定。(基準年度及び目標年度は新経済・財政再生計画改革工程表2018のKPIIに合わせている。)</p>
	業務改革に関する取組が進むこと	4	<p>(1) 窓口業務のアウトソーシングを実施した市区町村数</p> <p>(2) 総合窓口(※)の導入を実施した市区町村数</p> <p>(3) 窓口業務のアウトソーシング等の実施による歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)の情報提供【新経済・財政再生計画改革工程表2018のKPI】</p> <p><アウトプット指標></p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 208市区町村 総合窓口の導入 185市区町村</p> <p>【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	平成26年度	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 416市区町村 総合窓口の導入 370市区町村</p> <p>【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	令和2年度	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 416市区町村 総合窓口の導入 370市区町村</p> <p>【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 425市区町村 総合窓口の導入 236市区町村</p> <p>【情報提供】 地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査を実施し、平成31年4月1日時点における地方行革の取組状況について、令和2年3月27日に公表した。</p>	

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること	地方公共団体の適正な定員管理に向けた取組が行われること	5	地方公共団体の適正な定員管理のために必要な情報の提供 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	平成30年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	令和3年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月11日付けの総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対して、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・平成31年4月1日現在の地方公務員数の状況について調査及び取りまとめを行い、令和元年12月24日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成31年4月～令和元年8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(令和元年8月) 	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p> <p>地方分権の一層の進展による地方公共団体の役割の増大、住民ニーズの高度化・多様化、厳しい財政状況等を踏まえると、地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。また地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。国としては、地方公共団体の定員管理や給与等について、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。</p> <p>【参考指標(平成29～令和元年度実績)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方公務員数の推移(各年度4月1日現在) 地方公共団体の総職員数 <ul style="list-style-type: none"> (令和元年度) 274万653人(対前年比+3,793人) (平成30年度) 273万6,860人(対前年比▲5,736人) (平成29年度) 274万2,596人(対前年比+5,333人) ○ラスパイレス指数の状況(各年度4月1日現在) 地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数 <ul style="list-style-type: none"> (令和元年度) 99.1 (平成30年度) 99.2 (平成29年度) 99.2 ○給与制度・運用の適正化 適正化の取組例(各年度4月1日現在) ・給与の「わたり」(注)の制度がある団体が減少 <ul style="list-style-type: none"> (令和元年度) 8団体(全団体の0.4%) (平成30年度) 8団体(全団体の0.4%) (平成29年度) 12団体(全団体の0.7%) ・自宅に係る住居手当のある団体が減少 <ul style="list-style-type: none"> (令和元年度) 203団体(全団体の11.4%) (平成30年度) 210団体(全団体の11.7%) (平成29年度) 238団体(全団体の13.3%) ○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 各人事委員会において、地域民間給与水準を反映した勧告等を実施。 <p>(注)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、等級別基準職務表に適合しない級への格付を行うことや、実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。</p>
	地方公共団体の適正な給与制度・運用が図られること	⑥	地方公共団体の給与制度・運用の適正化に必要な情報の提供 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	平成30年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月11日付総務副大臣通知のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対して、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・平成31年4月1日現在の地方公共団体の給与の適正化について、調査及び取りまとめを行い、令和元年12月24日に報道発表・総務省ホームページに公表した。 ○主な会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局長会議」(平成31年4月～令和元年8月 全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(令和元年8月) 	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。</p>	
	地方公共団体の適正な給与水準が確保されること	7	給与情報等公表システムによる公表実施率 ＜アウトプット指標＞	実施率99.8% (1,785/1,788) (平成30年4月30日現在)	平成30年度	実施率100%	令和3年度	<p>実施率100%</p> <p>99.9% (1,786/1,788)</p>	<p>実施率100%</p> <p>99.9% (1,786/1,788)</p>	

<p>地方公共団体の人事制度改革が適正に行われること</p>	<p>8</p>	<p>地方公共団体の人事制度改革に係る情報提供 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>平成27年度</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>令和2年度</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対して必要な情報を提供。</p> <p>・会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査ヒアリングを実施(6月、7月)。 ・各団体における関係条例案の議会提案予定時期等の調査を実施(4月、9月、1月)。 ・事務処理マニュアルの追加Q&A(6月、1月)、FAQ(10月)及び会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について通知(12月)を发出。 ○主な会議 ・会計年度任用職員制度意見交換会(富山県 5/17) ・市町村等人事担当課長会議(山形県 5/24) ・会計年度任用職員制度に係る説明会(岐阜県 6/25) ほか</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>地方公共団体における行政ニーズが多様化・高度化する現状にあることを踏まえて、各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながると思われることから、指標として設定。</p> <p>【参考】情報提供の具体例 ・事務処理マニュアル等の提供、各団体の準備状況等に関する調査結果のフィードバック、全国会議での説明や都道府県ごとの説明会の開催、運用上の留意事項に関する通知の发出等</p> <p>【参考】任期付採用の実施団体及び人数(各年度4月1日現在) (令和元年度実績) 688団体(15,227人) (平成30年度実績) 661団体(14,495人) (平成29年度実績) 611団体(13,595人)</p> <p>※令和2年4月に施行された会計年度任用職員制度の運用状況等を踏まえ、令和3年度以降の目標を設定する予定。</p>
<p>地方公共団体の人事評価制度が適正に運用されること</p>	<p>⑨</p>	<p>地方公共団体の人事評価制度の活用について、活用の促進に資する情報の提供 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>平成30年度</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に対して必要な情報を提供。</p> <p>・平成31年4月1日時点の人事評価結果の活用状況調査を実施。 ・調査結果を踏まえ、未活用団体を中心に地方公共団体ヒアリングを実施(7月、9月) ・人事評価結果の活用促進のため、都道府県庁まで出向き、地方公共団体に対して助言を行った(7月～2月。8団体)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>平成26年5月の地方公務員法改正により、新たに人事評価制度が導入され、平成28年4月1日から施行となったことを踏まえ、各地方公共団体において人事評価制度を任用・給与等に活用することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、公務効率及び住民サービスの向上に繋がることが期待されることから、指標として設定。</p> <p>【参考】人事評価結果の任用、給与への活用状況(各年度4月1日現在) ○昇給 (令和元年度実績) 928団体 (平成30年度実績) 784団体 (平成29年度実績) 460団体 ○勤労手当 (令和元年度実績) 1,032団体 (平成30年度実績) 864団体 (平成29年度実績) 554団体 ○昇任・昇格 (令和元年度実績) 926団体 (平成30年度実績) 678団体 (平成29年度実績) 343団体 ○分限 (令和元年度実績) 870団体(※) (平成30年度実績) 191団体 (平成29年度実績) 90団体 (※)平成30年度までは実際に活用した団体数。令和元年度は活用(見込みも含む)した団体数。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。)	112百万円 (89百万円)	96百万円 (73百万円)	85百万円	1~9	①地方分権の確立を目指した地方自治法の見直しについて取りまとめるための研究会開催等を行う。②市町村振興、広域連携のあり方、一部事務組合・広域連合のあり方について調査・研究をする。③住民基本台帳制度等の円滑な運用のため、必要な助言や情報提供を行う。④地方行革の推進に必要な助言や情報提供等を行う。⑤地方公務員の人事管理、勤務条件、給与制度、定員管理及び人材育成確保については、調査、助言及び情報提供を行う。 【活動指標(アウトプット)】 地方自治制度等に関する各種研究会:18回(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方行政制度の整備に必要な経費を措置することにより、地方行財政制度、広域連携のあり方等について調査・研究等を行い、それらの成果を活かすことで、より適切な地方行政制度を円滑に運営することにより、地方分権型社会の確立に寄与する。	0004
(2)	市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)	6百万円 (2百万円)	6百万円 (4百万円)	2.3百万円	—	市町村合併の協議記録は、史料的価値が高い資料であり、各合併協議会や市町村のホームページにおいて公開されている合併に関するデータを検索することができる「合併デジタルアーカイブ」で提供する。また、各合併市町村において進められているまちづくりの課題の解決に向けた取組に対する必要な支援を行う。 【活動指標(アウトプット)】 合併デジタルアーカイブの維持管理:1回(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域自治組織の活用などにより、コミュニティの振興に向けた取組等を進める観点から、合併市町村の実態を把握し、適切に助言を行うとともに、合併デジタルアーカイブの維持管理を実施することにより、地方分権型社会の確立に寄与する。	0005
(3)	地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)	20百万円 (9百万円)	15百万円 (9百万円)	13百万円	1	地方議会の一層の活性化に向け、都道府県・市町村の枠を超えて地方議会議員が一堂に会して、地方議会活性化のためのアイデアや先進的な取組事例に触れることにより、各議会があらためて自ら議会のあり方を模索することを促すこと等を目的として、地方議会活性化に関心のある地方議会議員、事務局職員等を対象にシンポジウムを開催する。また、地方議会については、住民の関心の低下やなり手不足の問題、また議会運営における課題などが指摘されているところ、地方議会の活性化への対策、議会のあり方等を含めた様々な調査研究等を行うことを目的として、当該調査分析等に関する業務委託等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 シンポジウムの参加者数:418人(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 シンポジウムの開催回数:1回(令和2年度) 研究会の開催回数:7回(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方議会の果たすべき役割や今後のあり方等について意見交換を行うシンポジウムを開催することや、地方議会における住民の関心の低下やなり手不足の問題について研究会を実施することが、地方議会議員及び議会事務局職員による議会の活性化方策の検討の促進や地方議会への住民の参画等につながることで、もって地方分権型社会の確立に寄与する。	0006
(4)	地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度)	1.9百万円 (0.6百万円)	2百万円 (0.1百万円)	2百万円	—	地方独立行政法人法制度の見直しの必要性及びその方向性について、外部有識者を交えた研究会等による調査・研究を実施し、その結果について地方公共団体への情報提供を行う。 【成果指標(アウトカム)】 法令や施策等への反映数:3件(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 研究会等の開催回数:2回(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方独立行政法人制度の見直しの必要性及びその方向性について、外部有識者を交えた研究会等による調査・研究を実施し、その結果についての地方公共団体への情報提供を実施することにより、制度の方向性を検討することで、地方行政体制を整備することに寄与する。	0007

5	圏域における広域連携の推進等に要する経費(平成26年度)	126百万円 (43百万円)	204百万円 (112百万円)	100百万円	2	<p>市町村の区域をまたいだ、個別行政分野における施策の方針や計画の共同作成、地方公共団体間での経営資源(人材、施設、インフラ等)等の共同活用など、地域全体として持続可能な行政体制の確保に向けて積極的に挑戦する取組を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査の結果、新たな広域連携の取組がなされたことが確認された団体数:7団体(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 事業実施箇所数:7件(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 人口減少・少子高齢社会においても、全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能な形で提供していくため、「連携中核都市圏」を始めとした多様な広域連携に係る取組の深化を図ることで、地方分権型社会の確立に向けた地方自治制度の構築に寄与する。</p>	0008
6	業務改革モデルプロジェクトの実施に要する経費(平成28年度)	111百万円 (111百万円)	—	—	—	<p>地方自治体において①住民サービスに直結する窓口業務②業務効率化に直結する庶務業務等の内部管理業務に焦点を当て、民間企業の協力のもとBPRの手法を活用しながらICT化・オープン化・アウトソーシングなどの業務改革を一体的に行い、住民の利便性向上につながるような取組をモデル的に実施。モデル事業の実施を通じて改革の手法を確立し、その手法を横展開。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 モデル事業数 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業数:7件(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 民間企業の協力のもとBPRの手法を活用しながら住民の利便性向上に繋がる業務改革にモデル的に取り組む自治体を支援することにより、汎用性のある改革モデルを構築し、その横展開を図ることで、窓口業務のアウトソーシングなど業務改革に関する取組が進むことに寄与する。</p>	—
7	地方自治法施行70周年記念行事に要する経費(平成29年度)	—	—	—	—	<p>平成29年度は、昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて70周年に当たる極めて意義深い節目の年であることを踏まえ、地方自治関係者を迎え、関係関係僚列席の下、記念式典を挙げる。あわせて、地方自治功労者、監査事務功労者に対する総務大臣表彰を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 記念式典の参加者数:3,063人(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 記念式典の開催回数:1回(平成29年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方自治法施行70周年記念行事に要する経費により、記念式典の実施、功労者への総務大臣表彰を行うことで、これまでの地方自治の歩みを振り返り、国民を挙げて地方自治の意義と重要性を認識することで、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展に寄与する。</p>	—
8	基幹統計として実施する地方公務員給与実態調査に要する経費(平成29年度)	52百万円 (42百万円)	—	—	—	<p>平成29年度は、調査結果の集計等に必要となる地方公務員給与実態調査システムの改修を行い、平成30年度は、当該システムを用いて、①平成30年4月1日に在職する地方公務員(一般職)の給料等について悉皆調査を実施し、一般職の地方公務員数、職種別職員数、平均給料月額、平均基本給月額等の実態を明らかにし、②特別職は、その定数、給料月額、報酬額について調査する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 基礎資料の作成数:1(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査対象:地方公共団体職員 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方公務員給与実態調査(基幹統計)を実施することにより、地方公務員の給与の実態を明らかにし、それを地方公共団体の給与制度等に関する助言等に活用することで、地方公共団体の適正な給与制度・運用が図られることに寄与する。</p>	—
9	会計年度任用職員制度の円滑な制度導入に向けた支援事業(平成30年度)	23百万円 (1百万円)	13百万円 (0.2百万円)	—	8	<p>令和2年4月1日施行に向け、各地方公共団体は法の施行に向け必要な準備等を行い、これに対し総務大臣は地方公共団体の準備等の状況を把握した上で、必要な助言等を行うことが義務付けられている。このため、総務省においては、各地方公共団体において会計年度任用職員制度の円滑な制度導入が図られるよう、事務処理マニュアル等の提供、都道府県ごとの説明会の開催、各地方公共団体の準備状況の把握及びそれを踏まえた助言等を行う。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 事務処理マニュアルのQ&A追加回数:3回、施行に向けた留意事項通知:1回(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 会計年度任用職員制度の円滑な制度導入に向けた支援事業を実施することにより、各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化が進められることで、地方公務員制度にて能率的かつ適正な公務の運営が確保されることに寄与する。</p>	0009

(10)	被災市区町村応援職員確保システム構築事業(平成30年度)	22百万円 (5百万円)	22百万円 (8.3百万円)	22百万円	—	<p>「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」の報告において提言された「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援職員の派遣等を円滑に実施することができるよう、総務省、消防庁、地方公共団体の全国的連合組織及び各地方公共団体等が合同で定期的な訓練を実施する。それを踏まえて、「被災市区町村応援職員確保システム」に係る必要な見直し等を図る。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 訓練実施ブロック数:3回(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 被災市区町村応援職員確保システムを構築することにより、大規模災害発生時に被災市区町村の行政機能を確保し、被災住民の生活再建を早期に、かつ、円滑に進め、全ての地方公共団体の人的資源をフルに活用することで、効果的な地方行政体制の整備に寄与する。</p>	0010
(11)	高齢地方公務員の活用方策等研究会(平成30年度)	3百万円 (0百万円)	3百万円 (0百万円)	—	—	<p>平成31年4月に公的年金の報酬比例部分が63歳に引き上がり、地方公務員の雇用と年金の接続を確実に図る必要があるところ。「経済財政運営と改革の基本方針2017」を受けて、国家公務員等の検討状況を踏まえつつ、地方公務員の雇用と年金の接続の在り方について検討するとともに、高齢地方公務員の活用方策について検討を行う。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 地方公共団体と意見交換を行い課題の抽出:5(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国としては、地方公共団体の任用や勤務条件等について、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、地方公共団体に必要な情報提供を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。</p>	0011
(12)	自治体行政スマートプロジェクトの実施に要する経費	—	139.4百万円 (155.9百万円)	139百万円	3	<p>自治体の基幹的な業務(住基・税など)について、人口規模ごとに複数自治体による検討グループを組み、そのグループ内で、業務プロセスの団体間比較を実施することで、AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築する。本事業終了後、AI・RPA等のICTの具体的な活用方法も含めた業務プロセスの標準化モデルを全国展開する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 標準的かつ効率的な業務プロセスの構築を目指すモデル事業数:21事業(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業数:5事業(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 BPRの手法による標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、AI・RPAなどを活用したスマート自治体の実現を促進する。</p>	0012
(13)	自治体における情報システムの標準化に要する経費	—	—	420.4百万円	3	<p>自治体の情報システムや様式・帳票の標準化を具体的に検討する「自治体システム等標準化検討会」を開催し、自治体の情報システムに係る標準仕様書の作成等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 標準仕様書を定めた業務数:6業務(令和4年度) 【活動指標(アウトプット)】 標準仕様書の作成に取り組む業務数(総務省関係):5業務(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 自治体の様々な業務分野における情報システムの標準化が図られ、情報システムに係る人的・財政的負担が軽減されることで、効率的な業務運営の達成に寄与する。</p>	新02-0001
(14)	地方自治法(昭和22年)	—	—	—	1~4	<p>地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の次綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障する。</p>	

(15)	地方公務員法(昭和25年)	—	—	—	5~9	地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資する。									
(16)	地方公務員給与実態調査規則(昭和33年)	—	—	—	6	統計法に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査の施行に関して必要な事項を定める。									
政策の予算額・執行額		444百万円 (302百万円)	500百万円 (364百万円)	786百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済財政運営と改革の基本方針2020</td> <td>令和2年7月17日</td> <td>第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタル・ニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進 AD44 — デジタル・ガバナメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速 2. 「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ ⑥ 持続可能な地方自治体の実現等</td> </tr> <tr> <td>成長戦略フォローアップ</td> <td>令和2年7月17日</td> <td>Ⅲ. 各分野の当面の主要な取組 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 ①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実 6. 個別分野の取組 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)スマート公共サービス ②地方公共団体のデジタル化の推進</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタル・ニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進 AD44 — デジタル・ガバナメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速 2. 「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ ⑥ 持続可能な地方自治体の実現等	成長戦略フォローアップ	令和2年7月17日	Ⅲ. 各分野の当面の主要な取組 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 ①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実 6. 個別分野の取組 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)スマート公共サービス ②地方公共団体のデジタル化の推進
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)													
経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタル・ニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進 AD44 — デジタル・ガバナメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速 2. 「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ ⑥ 持続可能な地方自治体の実現等													
成長戦略フォローアップ	令和2年7月17日	Ⅲ. 各分野の当面の主要な取組 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 ①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実 6. 個別分野の取組 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)スマート公共サービス ②地方公共団体のデジタル化の推進													

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。